

○農林水産省
環境省 令第三号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づき、愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十日

農林水産大臣 林 芳正

環境大臣 石原 伸晃

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令（平成二十一年 農林水産省 令第一号）の一部を次のように改正

する。

別表の1の(1)を次のように改める。

- (1) 次の表の第1欄に掲げる添加物（販売（法第6条第1号に規定する販売をいう。）の用に供される愛玩動物用飼料（当該愛玩動物用飼料を製造する事業場において愛玩動物に使用されるものを除く。

以下「販売用愛玩動物用飼料」という。）の製造の過程において又は販売用愛玩動物用飼料の加工若

しくは保存の目的で、販売用愛玩動物用飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物（いう。）の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならぬ。

第 1 欄	第 2 欄
亜硝酸ナトリウム	100g/t
エトキシキン	75g/t (犬用)
エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びジブチルヒドロキシアニール (総和をいう。)	150g/t

別表の1の(3)中「ものをいう。」の次に「その他の愛玩動物の健康を害するおそれのある物質」を加え、同(3)の表に次のように加える。

メラミン	2.5 μg/g
------	----------

附 則

この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文(案)
 ○愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令(平成二十一年農林水産省・環境省令第一号)

(下線部分は改正部分)

改 正 後

現 行

別表

1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格

(1) 次の表の第1欄に掲げる添加物(販売(法第6条第1号に規定する販売をいう。)の用に供される愛玩動物用飼料(当該愛玩動物用飼料を製造する事業場において愛玩動物に使用されるものを除く。以下「販売用愛玩動物用飼料」という。)の製造の過程において又は販売用愛玩動物用飼料の加工若しくは保存の目的で、販売用愛玩動物用飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。)の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第 1 欄	第 2 欄
亜硝酸ナトリウム	100g/t
エトキシキン	75g/t (犬用)
エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソール(総和をいう。)	150g/t

- (2) (略)
- (3) 次の表の第1欄に掲げる汚染物質(環境中に存在する物質であつて、意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。)その他の愛玩動物の健康を害するおそれのある物質の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

別表

1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格

(1) エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソールの販売用愛玩動物用飼料(販売(法第6条第1号に規定する販売をいう。)の用に供する愛玩動物用飼料であつて、当該愛玩動物用飼料を製造する事業場において愛玩動物に使用されるものを除く。以下同じ。)中の含有量は、それぞれの有効成分の合計量で販売用愛玩動物用飼料1トン当たり150g以下でなければならない。ただし、エトキシキンの販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、犬を対象とする販売用愛玩動物用飼料にあつては、販売用愛玩動物用飼料1トン当たり75g以下でなければならない。

- (2) (略)
- (3) 次の表の第1欄に掲げる汚染物質(環境中に存在する物質であつて、意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。)の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第 1 欄	第 2 欄
(略)	(略)
<u>メラミン</u>	<u>2.5ug/g</u>

(4) (略)
2・3 (略)

第 1 欄	第 2 欄
(略)	(略)

(4) (略)
2・3 (略)